

新型コロナウイルス感染症に係る支援 「持続化給付金について」

【令和2年5月1日現在】

令和2年5月1日より「持続化給付金」の申請受付がスタート。

1. 給付額

昨年1年間の売上からの減少分を上限に法人200万、個人事業者100万を支給。

※売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

2. 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

3. 申請方法

- (1) 持続化給付金で検索しホームページへアクセス
※URL→<https://jizokuka-kyufu.jp/>
- (2) 申請ボタンを押してメールアドレスなどを入力し仮登録
- (3) 入力したメールアドレスに届いたメールから本登録
- (4) ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成
 - ・基本情報 ・売上額 ・口座情報を入力、通帳の写しをアップロード
- (5) 必要書類を添付
 - ・2019年の確定申告書類の控え
 - ・売上減少となった月の売上台帳の写し
 - ・身分証明書の写し（個人事業者の場合）

※原則 web 申請ですが、ネット環境がない方への支援として政府は5月中に申請支援窓口を恵庭市内に開設予定。なお、現時点で詳細未定。詳しくは、持続化給付金コールセンター0120-115-570。